

別添：審査料

以下の審査料に消費税相当額を加えた額を請求するものとする。

1. センターが参加する研究

1) 無料

下記 AB のいずれかの研究組織管理体制が講じられている研究

・ A：センターが研究代表であること。

・ B：センターが研究代表／参加機関を問わず、センター資金（研究開発費等）で恒常的に研究代表者（調整事務局）業務体制が整備されている（JCOG、SCRUM、等）

※センターが研究代表/参加機関いずれの場合も、企業からの受託研究は対象外とし、2) に該当

2) 2万円/機関 × 機関数

・ 上記 1) 以外のセンター参加研究

※機関数にセンターは含めない

※研究内容（介入および侵襲の有無）は問わない

※審査料の上限は 50 万円とする

※企業からの受託研究は上限なし

※実施中の機関追加は、実施状況報告の際に精算

2. センターが参加しない研究

1) 合議審査：臨床試験等介入研究/軽微侵襲超観察研究等

・ 代表機関：100 万円/研究を初回審査時に徴収

※臨床研究中核病院の ARO 支援がある場合は 80 万円

・ 参加機関：1 機関につき 2 万円/研究を初回審査時に徴収

※実施中の機関追加は、実施状況報告の際に精算

※審査料に上限は定めない

2) 迅速審査：軽微侵襲内/侵襲なし観察研究等

・ 代表機関：50 万円/研究を初回審査時に徴収

※臨床研究中核病院の ARO 支援がある場合は 30 万円

・ 参加機関：1 機関につき 2 万円/研究を初回審査時に徴収

※実施中の機関追加は、実施状況報告の際に精算

※審査料に上限は定めない